

「2.44ヶ月分を12月23日支払い…」 「但し旧ベースで…」 年末手当(4回)交渉で当局側「最終」提案(12/21時50分)

日刊 労働千葉

82.12.13
No.1218

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八(動力車会館)
(鉄電)二九三五、六・(公衆電話)三三二七、二七〇七

この間、労働千葉は「仲裁完全実施、年末手当早期支払」を軸に精力的に対当局交渉を行ってきた。12月12日21時50分よりの「82年度年末手当4回交渉」において、当局は「最終提案である」として、次のような内容の提案(前掲)を行ってきた。

極めて不当な提案！ 自民党の言いなりで、手当大中削減の攻憲！

しかし、この提案は、①前年対比の〇・六削減の「二、四ヶ月」としてのこと、②旧ベース支払いとなっていること、の2点において極めて不当なものである。しかも、当局太田労政はこの間「合理化」「職場規律」強行に当たって「賃金は保証する」と伝言し「つばめ」などでも明らかにしてきた経緯をも無視し、自民党の言いなりであり、理不尽極まりないものである。労働千葉は以上の問題点について当局を厳しく追及し、あくまで「組合要求による支払い」を要求して対立した。

労働千葉、この不当提案に対決。12/22時10分交渉一旦打ち切り。

しかし、他労組の動向もあり当局の対応は硬直しており、労働千葉は、「〇・六削減および旧ベースによる支払いは理不尽そのものであり、職場規律云々に当て当局が「賃金は保証する」と明言してきた経緯からも、極めて不当である。強く抗議する旨を通告し、22時10分、一旦交渉を打ち切った。

- 資料[当局提案](12月12日、21時50分)**
- (A) 1982年度の年末手当の支払について**
1. 年末手当を次により支払う。
 - (1) 支払い範囲……1982年12月23日現在 職員。
 - (2) 支払い額……基準内賃金(婚姻加算を除く)の2.44ヶ月分。
 - (3) 支払い日……1982年12月23日以降準備でき次第。
 - (4) その他の取扱い……従来と同様。
 2. 期末手当の支払方法については、引き続き協議する。(附属了解事項)
- (B) 準職員に対する1982年度の年末手当の支払について**
1. 支払範囲……1982年12月23日現在 準職員。
 2. 支払額……(1) 1982年9月30日以前に雇用された者
基準内賃金(婚姻加算を除く)の2.44ヶ月分×0.6
(2) 1982年10月1日以降に雇用された者
基準内賃金(婚姻加算を除く)の2.44ヶ月分×0.3
 3. 支払日……1982年12月23日以降準備でき次第。
- (C) 臨時雇用員の年末一時金について**
1. 支払い範囲……1982年12月23日現在 雇用中の臨時雇用員で、職員について定められている勤務時間以上勤務した日数/箇月に20日以上(18日以上で月平均20日以上となる場合を含む)あり、その月数が次項各号の一に該当する者。
 2. 支払額……(1) 継続3ヶ月以上の者……45,000円
(2) “ 6ヶ月以上の者、又は、過去1年間に、断続9ヶ月以上の者……90,000円
(3) 継続3年以上の者……153,000円
(4) “ 5年 “ “ ……207,000円
(5) “ 7年 “ “ ……252,000円
 3. 支払日……1982年12月23日以降準備でき次第。
- (D) 1982年度の新賃金に関する仲裁決定実施に伴う基準内賃金の増加額は、1982年度の夏季手当及び年末手当の計算の基礎としない。なお、この取扱いは準職員についても同様とする。**

一丸となって闘いぬこう！ 合理化「賃下げ」労働運動解体攻憲許すな

なお、仲裁実施・新賃金配分については、労働千葉は12月11日、第一回配分交渉において要求の趣旨について説明すると共に、組合要求に従って早期に配分を実施するよう強く申し入れたが、これに対し、当局は「早期実施へ向けて次回以降の交渉の中で具体的内容を明らかにしたい」と回答している。

「合理化」「職場規律」に止まらず、「賃金」にまで手を出してきた「年末手当削減、仲裁未実施」の攻撃をはね返し、「年度末手当ゼロ」なる不当な攻撃を粉碎するために、常に当局の手先として国鉄労働者の陣いに敵対する労働「本部」革マル反動分子を全職場から一掃し、前進しなければならぬ。

「年末手当、仲裁」をはじめ、当面する「検修下廻り合理化」「内達一号改悪」阻止、「中江選挙闘争勝利」をかちとるために、年末末春への闘いの高揚をつみ上げ、「三里塚」国鉄決戦勝利、「反動中曾根内閣打倒」の83年3月の大高揚にむけて、来五回定期委員会方針に踏まえて全組合員一丸となって闘いぬこう！